

一般社団法人 大阪薬業クラブ 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人大阪薬業クラブと称する。

(主たる事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、大阪府の区域内において、第 4 条に規定する事業を行うことにより、薬業、衛生材料業並びに医療機器業の進歩発達及びその普及を図るとともに、会員相互の知識増進及び親睦を深め、もって地域の方々への健康増進及び公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 薬品衛生材料並びに医療機器に関する研究及び指導
- (2) 薬業、衛生材料業及び医療機器業の進歩発達並びにその普及又は健康増進及び公共の福祉に寄与するための助成事業
- (3) 会員の事業経営に関する研究講演
- (4) 会員の知識増進及び親睦を図るに必要な施設に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第 5 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人の社員は、薬業者、衛生材料業者、医療機器業者、医薬品卸売販売業者、化学薬品業者、その他当法人の目的に賛同して入社した団体又は個人をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第 7 条 この法人の社員になろうとする者は、所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第 8 条 社員は、この法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第 9 条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(除名)

第 10 条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、この法人の目的に反する行為をし、この定款その他規則に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、総社員の 3 分の 2 以上の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第 11 条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 第 7 条の支払義務を 2 年以上怠ったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 退会、除名した社員が納入した既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

(社員名簿)

第 13 条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(構成)

第 14 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会)

第 15 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第17条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに書面又は電磁的方法をもって各社員に対して発する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使することができることにするときは、2週間前までに発しなければならない。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は社員として議決に加わることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任すること

ができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議決権)

第20条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。会長に事故又は支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長がこれに当たる。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 6名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。また、5名以内を副会長とすることができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。副会長は会長を補佐し、この法人の業務を執行

する。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

- 3 会長及び副会長は、事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限

度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会運営規則)

第37条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第38条 この法人は社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する

基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については社員総会に提出し、承認を受けなければならない。
 - 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 42 条 この法人は、剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 4 4 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 4 5 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。(電磁的記録によるものを含む。)

(1) 定款

(2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他、必要な帳簿及び書類

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 6 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 4 7 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 10 章 雑 則

(委任)

第 4 8 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は吉田豊次とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

一定款変更履歴一

平成24年4月1日	施行
令和2年5月20日	一部変更
令和4年5月24日	一部変更